

京都府生活交通対策地域協議会「京都交通対策部会」運営要領

(平成16年2月12日制定)

(平成16年5月1日一部改正)

(名称及び目的)

第1条 京都府生活交通対策地域協議会規約第7条の規定により、「京都交通」に係る地域の生活交通の確保方策等について協議・調整を行うため、京都府生活交通対策地域協議会に「京都交通対策部会」(以下「部会」という。)を設置する。

2 前項の協議・調整を機動的、実務的に行うため、「京都交通対策部会幹事会」(以下「幹事会」という。)を併せて設置する。

(組織等)

第2条 部会は、別表1に掲げる委員により、幹事会は、別表2に掲げる幹事により構成し、部会において協議・調整が調った事項については、京都府生活交通対策地域協議会の協議結果とすることができる。

2 部会に会長及び副会長を置くこととし、委員の中から互選する。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員に支障あるときは、委員が指名する代理人を部会に出席させることができる。

5 幹事会に座長を置くこととし、幹事の中から互選する。

6 第3項及び第4項の規定は、幹事会に準用する。

(事務局)

第3条 部会及び幹事会の事務局を京都府企画環境部交通対策課に置く。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

《別表1》 部会の委員

(1) 京都府企画環境部長	(11) 園部町長
(2) 国土交通省近畿運輸局 自動車交通部長	(12) 八木町長
(3) 国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局長	(13) 丹波町長
(4) 京都市都市計画局長	(14) 和知町長
(5) 福知山市長	(15) 夜久野町長
(6) 舞鶴市長	(16) 大江町長
(7) 綾部市長	(17) 京都府南丹広域振興局長
(8) 宮津市長	(18) 京都府中丹広域振興局長
(9) 亀岡市長	(19) 京都府丹後広域振興局長
(10) 向日市長	(20) 京都府府民労働部長
	(21) 京都府商工部長
	(22) 社団法人京都府バス協会会長

《別表2》 幹事

(1) 京都府企画環境部次長
(2) 京都府企画環境部交通対策課長
(3) 京都府企画環境部交通対策課参事
(4) 国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
(5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局輸送課長
(6) 関係市町 助役等
(7) 関係京都府広域振興局企画総務部長
(8) 京都府府民労働部雇用対策プロジェクト参事
(9) 京都府商工部金融・組合室長
(10) 社団法人京都府バス協会専務理事

会長：府企画環境部長、副会長：京都運輸支局長 (H16.2.12初回部会決定)